

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 2 5 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

家庭用品に関する Q & A の改訂について（周知）

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号）（以下「家庭用品規制法」という。）及びその関係法令に関しては、厚生労働省ホームページの「家庭用品の安全対策」（参考）において、「家庭用品に関する Q & A」として、その基本的な考え方を示してきたところです。

今般、近年の家庭用品を取り巻く状況の変化や寄せられた御質問等を踏まえ、「家庭用品に関する Q & A」を別添のとおり改訂し公表していますので、御留意の上、貴管下関係事業者への周知について御配慮をお願いします。

なお、同旨の連絡を別記の関係団体宛てに発出し、周知をお願いしていることを念のため申し添えます。

（参考）「家庭用品の安全対策」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/katei.html>

問合せ先：

厚生労働省 医薬局

医薬品審査管理課 化学物質安全対策室

電話：03-5253-1111（代表）

(別記)

オンラインマーケットプレイス協議会
製品安全誓約（日本国）署名事業者

●家庭用品に関するQ & A

(令和8年9月25日版)

家庭用品は、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(昭和48年法律第112号、以下「家庭用品規制法」と略します。)に基づいて規制されています。

また、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令」(昭和49年政令第334号、以下「政令」と略します。)及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則(昭和49年厚生省令第34号、以下「施行規則」と略します。)で規制対象の有害物質、基準の対象となる家庭用品、基準値等を定めています。

こちらでは家庭用品規制法に関して多い質問について、Q & A方式で回答していますので、適宜ご参照ください。

目次

1. 基本編 ～家庭用品とは?～	3
Q 1 : どのような物が家庭用品規制法における「家庭用品」に該当するのですか。	3
Q 2-1 : Q 1の「明確に業務用として区別されている」とは具体的にどのような状態を指すのですか。	3
Q 2-2 : Q 2-1は「明確に業務用として区別されている」と認められるための要件を示したもので すが、オンライン販売にあたっての留意点を教えてください。また、オンライン販売では、 どのようにすれば「明確に業務用として区別されている」状態と考えられるでしょうか。 .	3
Q 3 : 家庭用品規制法別表第3号が適用される家庭用品はあるのでしょうか。	4
2. 基準編 ～規制される物質・家庭用品は?～	5
Q 4-1 : 家庭用品規制法で具体的に規制されている化学物質はあるのですか。また、それはどのよう な範囲に適用されるのでしょうか。	5
Q 4-2 : 製造・販売等を行う製品が家庭用品規制法の基準の対象となる家庭用品かどうかどのように 確認すればよいのでしょうか。	5
Q 4-3 : 古着や中古品の販売を行う場合であっても家庭用品規制法の対象になるのでしょうか。 ...	6
Q 5 : 施行規則別表第1で示されていない(基準の対象とならない)化学物質は全て家庭用品に使	

用可能なのですか。	6
Q 6 :	
施行規則別表第 1 で示されている化学物質が基準値以下かどうか検査して、公共機関等で審査を受ける必要はあるのでしょうか。	6
Q 7 :	
日本から輸出される家庭用品については、家庭用品規制法は適用されるのでしょうか。 ...	7
Q 8 :	
製造時には基準に適合していた家庭用品でも、移送・保存の間に他の製品又は保管している建物から移染し基準値を超えてしまった場合は、家庭用品規制法違反となるのでしょうか。	7
3. 規制対象物質編 ～ 規制対象の物質について ～	8
3-1. アゾ化合物	8
Q 9 :	
取引先からアゾ化合物を使用していないことを証明する書類を求められましたが、どのようなものなのでしょうか。	8
Q10 :	
「化学的变化により容易に特定芳香族アミンを生成するアゾ化合物を含有する家庭用繊維製品等について（平成 28 年 6 月 20 日付薬生化発 0620 第 10 号）」の「第 5 適用を受けない繊維製品について」に専ら室内の装飾用・観賞用等に使用する製品、紡績されていない素材を使用した製品については、適用の対象外である旨記載されていますが、紡績されていない素材を使用した製品とはどのようなものなのでしょうか。	8
4. オンライン販売編 ～オンラインで販売されている家庭用品の規制について～	9
Q11 :	
オンラインで販売される家庭用品も家庭用品規制法の対象となるのでしょうか。	9
Q12 :	
家庭用品をオンラインで販売する際に、どのような注意が必要ですか。	9
●家庭用品に関する Q & A 2-2 別紙	10

1. 基本編 ～家庭用品とは？～

Q 1 :

どのような物が家庭用品規制法における「家庭用品」に該当するのですか。

A 1 :

基本的に、一般消費者が生活のために使用するあらゆる製品が「家庭用品」に該当します。ただし、以下の物は除きます。

① 明確に業務用として区別されている物（[関連Q&A→Q 2－1、Q 2－2](#)）

② 食品衛生法（昭和22年法律第233号）が適用される物

※：食品（第4条第1項）、添加物（第4条第2項）、食器等器具（第4条第4項）、食品等の容器包装（第4条第5項）、乳幼児用の玩具（第68条第1項）、食品・食器用の洗剤（第68条第2項）

③ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）が適用される物

※：医薬品（第2条第1項）、医薬部外品（第2条第2項）、化粧品（第2条第3項）、医療機器（第2条第4項）、再生医療等製品（第2条第9項）

【参照条文】

家庭用品規制法第2条第1項、施行規則別表第1

Q 2－1 :

Q 1の「明確に業務用として区別されている」とは具体的にどのような状態を指すのですか。

A 2－1 :

基本的に、以下の全ての要件を満たした場合と考えられます。

① 消費者の見える部分に「業務用」である旨記載されている。

② 流通経路が一般消費者の入手が困難なものである。

※：ホームセンター等で販売されている場合は「家庭用品」に該当する。ただし、業務用のコーナーに陳列してあり、「本品は業務用であり、一般家庭での使用は安全上問題がある」等適切な情報を提供し、一般消費者が購入しようとした際、店員が止める等適切な処置を行っている場合は、「家庭用品」に該当しない。

Q 2－2 :

Q 2－1は「明確に業務用として区別されている」と認められるための要件を示したのですが、オンライン販売にあたっての留意点を教えてください。また、オンライン販売では、どのようにすれば「明確に業務用として区別されている」状態と考えられるのでしょうか。

A 2－2 :

オンライン販売では、一般消費者であっても使用にあたって専門的な知識や特別な防護具等が必要となるような、いわゆるプロ向け、職人向けといわれるような製品も簡単に購入することができるため、そのような製品のオンライン販売にあたっては、

製品の特徴や使用上の注意等の情報を適切に購入者へ伝達する必要があります。特に、一般消費者が使用することを想定していない業務用の製品をオンライン販売する場合には、一般消費者が誤って購入し、健康被害が起こらないよう注意が必要です。

オンライン販売において「明確に業務用として区別されている」状態とみなすことができるような販売方法の例については別紙にまとめていますのでご参照ください。

【参考】

別紙

Q 3 :

家庭用品規制法別表第 3 号が適用される家庭用品はあるのでしょうか。

A 3 :

現時点（令和 8 年 9 月 25 日現在）ではありません。

ただし、今後必要が生じれば、政令にて家庭用品規制法対象外となる範囲を定めることとなります。

2. 基準編 ～規制される物質・家庭用品は？～

Q 4－1：

家庭用品規制法で具体的に規制されている化学物質はあるのですか。また、それはどのような範囲に適用されるのでしょうか。

A 4－1：

家庭用品規制法では政令・施行規則で21の化学物質群について基準が定められており、基準に適合しない家庭用品は販売等が禁止されています。

また、各物質について基準の対象となる家庭用品の範囲は、施行規則別表第1「家庭用品」欄に示しています。

詳細は以下のページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001470523.pdf>

【参照条文】

家庭用品規制法第4条、第5条、政令、施行規則別表第1

Q 4－2：

製造・販売等を行う製品が家庭用品規制法の基準の対象となる家庭用品かどうかどのように確認すればよいのでしょうか。

A 4－2：

家庭用品規制法の基準の対象となる家庭用品については施行規則の他に「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の運用に伴う留意事項について（昭和50年2月17日付環企第48号）」の別紙を参考にご判断ください。

また、基準の対象となる家庭用品への該当性は、原則として総務省が公表している日本標準商品分類に従って判断します。

販売される製品が日本標準商品分類のどの区分に該当するかについては、社会通念上どのように使用されるか等も踏まえ適切に判断してください。

【参考】

- ・「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の運用に伴う留意事項について（昭和50年2月17日付環企第48号）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001317785.pdf>

- ・日本標準商品分類

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/syohuin/2index.htm

【参照条文】

施行規則別表第1

Q 4－3：

古着や中古品の販売を行う場合であっても家庭用品規制法の対象になるのでしょうか。

A 4－3：

家庭用品規制法では新品か中古品かに関わらず規制対象になります。

古着、中古品等であったとしても、基準の対象となる家庭用品であれば、基準に適合しない製品の販売等は禁止されております。

【参照条文】

家庭用品規制法第2条、施行規則別表第1

Q 5：

施行規則別表第1で示されていない（基準の対象とならない）化学物質は全て家庭用品に使用可能なのですか。

A 5：

家庭用品規制法第3条では事業者の責務を定めており、製造又は輸入する家庭用品について、含有される化学物質の健康に与える影響を把握し、当該物質により被害が生じないようにしなければならないとされています。

また、化学物質を規制する法律は家庭用品規制法以外にもあり、例えば化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）で指定されている化学物質は、その指定の区分に応じて使用の制限を受ける場合があります。

以上のことから、基準の対象とならない家庭用品及び有害物質であっても無制限に使用を認めているわけではなく、重大な健康被害が発生した場合は家庭用品規制法第6条に基づいた回収等が行われます。

【参照条文】

家庭用品規制法第3条、第6条、施行規則別表第1

Q 6：

施行規則別表第1で示されている化学物質が基準値以下かどうか検査して、公共機関等で審査を受ける必要はあるのでしょうか。

A 6：

家庭用品規制法の中では事前に審査を受ける旨の規定はありません。ただし、家庭用品規制法第5条で基準に適合しない家庭用品は販売等が禁止されているため、製造・輸入する事業者においては当該家庭用品に含有される有害物質が基準に適合しているかどうか確認する必要があります。確認方法の例として、以下の方法等が考えられます。

例)

① 検査機関又は自社の検査施設で当該家庭用品を検査する。

- ② 原材料等の事業者から、原材料に含まれる有害物質が基準値に適合していることを情報伝達してもらう（製造工程で原材料に化学的な処理を加えない場合に限ります。）。

Q 7 :

日本から輸出される家庭用品については、家庭用品規制法は適用されるのでしょうか。

A 7 :

家庭用品規制法は日本国内の行為のみ規制の対象としています。

輸出先の国で規制がかけられている場合は、その国の規制に従う必要があります。適宜輸出先の法令等をご確認ください。

また輸出先の国で規制が無い場合においても、輸出先の人の健康への影響を考え、事業者の責任として当該家庭用品により健康への悪影響等が起こらないように努めるべきと考えます。

Q 8 :

製造時には基準に適合していた家庭用品でも、移送・保存の間に他の製品又は保管している建物から移染し基準値を超えてしまった場合は、家庭用品規制法違反となるのでしょうか。

A 8 :

移染により基準値を超えた場合も家庭用品規制法違反となり、回収等の対象となります。また、基準違反を知らながら故意に販売した場合は、家庭用品規制法第10条の罰則が適用されることがあります。

以上のことから、家庭用品を輸送・販売等する事業者におきましては、その保管方法等についても十分注意を払っていただくようお願いします。

【参照条文】

家庭用品規制法第5条、第6条、第10条、第11条

3. 規制対象物質編 ～ 規制対象の物質について ～

3-1. アゾ化合物

Q9：

取引先からアゾ化合物を使用していないことを証明する書類を求められましたが、どのようなものでしょうか。

A9：

家庭用品規制法では特定のアゾ化合物に関する基準を設けていますが、法令上、基準に適合することを証明する書類等は定めておりません。

業界団体や企業で自主的に実施されている取組である可能性が考えられますので、取引先等にお問い合わせください。

Q10：

「化学的変化により容易に特定芳香族アミンを生成するアゾ化合物を含有する家庭用繊維製品等について（平成28年6月20日付薬生化発0620第10号）」の「第5 適用を受けない繊維製品について」に専ら室内の装飾用・観賞用等使用する製品、紡績されていない素材を使用した製品については、適用の対象外である旨記載されていますが、紡績されていない素材を使用した製品とはどのようなものでしょうか。

A10：

紡績されていない素材を使用した製品としては、例えば、畳（い草を使用した床敷物）、麦わら帽子等の天然草木を使用した製品が該当します。

ただし、適用の対象外の製品であっても、有害となる特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ染料を用いない代替染料を用いる等、人の健康に対するリスクの低減に努めていただくようお願いいたします。

【参考】

化学的変化により容易に特定芳香族アミンを生成するアゾ化合物を含有する家庭用繊維製品等について（平成28年6月20日付薬生化発0620第10号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001332857.pdf>

4. オンライン販売編 ～オンラインで販売されている家庭用品の規制について～

Q11：

オンラインで販売される家庭用品も家庭用品規制法の対象となるのでしょうか。

A11：

家庭用品規制法では、販売方法に関わらず国内で販売される家庭用品が対象となります。

オンライン販売の場合であっても、実店舗での販売と同様に、基準の対象となる家庭用品が基準に適合しない場合は家庭用品規制法に基づき、保健衛生上の見地から必要な措置を講ずる可能性があります。

【参照条文】

家庭用品規制法第5条、第6条、施行規則

Q12：

家庭用品をオンラインで販売する際に、どのような注意が必要ですか。

A12：

オンライン販売の場合、一般消費者から事業者まで、様々な人が様々な目的で製品を購入することになります。

仮に、業務用と記載された製品であっても、オンライン販売の場合には一般消費者が容易に入手することが可能となりますので、本来一般消費者の使用を想定していない業務用の製品であっても家庭用品規制法上の家庭用品とみなされる場合があることに留意する必要があります。また、当該家庭用品が基準の対象となる家庭用品である場合には基準に適合する必要があります。

業務用製品を販売する際の注意点については、Q2-2やその別紙をご確認ください。

【参考】

別紙

●家庭用品に関するQ & A 2－2 別紙

オンライン販売における「明確に業務用として区別されている」状態とみなすことができるような販売方法の例は、①及び②の要件をいずれも満たした場合と考えられます。

①「業務用」である旨のウェブページへの表示

ウェブページの見えやすい部分に「業務用」である旨記載されていること

② 一般消費者の購入を抑止するための対応

以下の（１）及び（２）の対応をいずれも行っていること

（１）適切な情報の提供

製品説明のウェブページにおいて、以下ア～ウの対応を行うこと

ア 一般消費者向けに販売している製品ではないことを表示すること

（例）

- ・ 本製品は業務用の製品であり、一般消費者に向けて販売しているものではありません。
- ・ 本製品は業務用の製品であり、家庭での使用を想定した製品ではありません。
- ・ 本製品は〇〇業の事業者向けに販売している製品です。

イ 安全性の観点から、製品の使用上の注意を表示すること

（例）

- ・ 本製品は〇〇を含有しているため、〇〇の危険があります。
- ・ 本製品の使用時には〇〇を行ってください。
- ・ 万が一、本製品を使用して身体に異常があった場合には、〇〇してください。

ウ 一般消費者向けに販売していると誤認される製品説明を表示しないこと

（適切ではない例）

- ・ 本製品は台所や風呂場でも使用することができます。
- ・ プロ向けの性能をご家庭でもお使いいただける製品です。

（２）一般消費者が購入しようとした際の適切な処置

一般消費者が誤って製品を購入することがないように、以下ア又はイのいずれかのような販売方法とすること

ア 製品の購入画面において、購入の目的（用途）や注意事項の理解度等を確認する質問項目を設けること

（例）

- ・本製品が業務用の製品であることを理解しましたか
- ・本製品は〇〇を含有しているため、〇〇の危険があることを理解しましたか
- ・本製品の使用時には〇〇を行う必要があることを理解しましたか

イ 購入の際に、販売者（出品者）への問合せを介した販売方法とし、問合せ時に、購入目的（用途）や注意事項への理解度等を確認した上で製品の販売を行う仕組みとすること

【補足】

例えば以下の条件を全て満たす事業者用オンラインマーケットプレイス等において製品を販売する場合は、上記の①及び②の要件をいずれも満たしたかどうかにかかわらず、「明確に業務用として区別されている」状態とみなして差し支えありません。

- ・法人や事業者を対象とした事業者専用のオンラインマーケットプレイス等であること
- ・購入用のアカウントの作成時に、法人名や業種、部署等の確認が求められること

また、一般消費者が使用することを想定していない業務用の製品をオンライン販売するにあたり、「明確に業務用として区別されている」状態とみなすことができるような販売方法をとらず、一般消費者が容易に入手可能な状態で販売された製品が家庭用品規制法施行規則で定める基準に適合しない場合、家庭用品規制法に基づき保健衛生上の見地から必要な措置を講ずる可能性があります。